

医政発0331第104号
令和 7年 3月 31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「歯科衛生士養成所指導ガイドライン」の一部改正について

歯科衛生士養成所指導ガイドラインについては、「歯科衛生士養成所指導ガイドラインについて」（平成27年3月31日付け医政発0331第61号厚生労働省医政局長通知別紙。以下「本ガイドライン」という。）によりお示ししているところですが、今般、別紙のとおり、一部改正しましたので、貴管下の関係団体等に対し周知いただくとともに、貴管下の歯科衛生士養成所に対する指導をお願いします。

なお、改正後の本ガイドラインは、令和7年4月1日から適用することとしますが、既に指定を受けている養成所においては、令和8年度の入学者からの適用として差し支えありません。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

(別紙)

歯科衛生士養成所指導ガイドライン

第一 指定申請書等に関する事項

- 1 養成所を設置しようとする者（既に指定を受けた養成所であって校舎を全面変更しようとする者又は学級数の増加をしようとする者を含む。）は、様式1による養成所設置計画書（校舎を全面変更又は学級数の増加をしようとする場合は校舎変更計画書。）を授業開始予定日の1年前までに、養成所の設置予定地（校舎を全面変更又は学級数の増加をしようとする場合は、養成所の所在地）の都道府県知事に提出すること。
- 2 養成所設置計画書又は校舎変更計画書の審査により設置計画の承認を受けた者は、歯科衛生士法施行令（平成3年政令第226号。以下「施行令」という。）第3条に基づき、歯科衛生士学校養成所指定規則（昭和25年文部省・厚生省令第1号。以下「指定規則」という。）第3条第1項の指定の申請は、養成所指定申請書を遅くとも授業を開始しようとする日の6か月前までに、当該養成所の所在地の都道府県知事に提出すること。
- 3 施行令第4条第1項に基づき、指定規則第4条第1項の変更の承認の申請（学級数を増しようとする場合を除く。）は、様式2による変更承認申請書を変更予定日の6か月前までに、当該養成所の所在地の都道府県知事に提出すること。
- 4 施行令第4条第2項に基づき、指定規則第4条第2項の変更の届出は、様式2による変更届出書を変更後1月以内に、当該養成所の所在地の都道府県知事に提出すること。

第二 一般的事項

- 1 養成所の設置者は、国又は地方公共団体が設置者である場合のほか、営利を目的としない法人であることを原則とすること。
- 2 土地、建物の位置及び環境は教育上適切であること。
- 3 養成所の経理が他と明確に区分されていること。
- 4 会計帳簿、決算書類等収支状態を明らかにする書類が整備されていること。
- 5 入学検定料、入学金、授業料及び実習費等は、学則に定める額であり、寄付金等の名目で不当な金額を徴収しないこと。
- 6 指定規則第3条第2項の届出及び第5条の報告は、确实、かつ、遅滞なく行うこと。

第三 学則に関する事項

- 1 学則は養成所ごとに定めること。
- 2 学則の中には、次の事項を記載すること。
 - (1) 設置の目的
 - (2) 名称
 - (3) 位置
 - (4) 定員及び学級数に関する事項
 - (5) 修業年限、学期及び授業を行わない日に関する事項
 - (6) 教育課程及び単位数に関する事項
 - (7) 成績の評価に関する事項
 - (8) 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
 - (9) 教職員の組織に関する事項
 - (10) 運営を行うための会議に関する事項
 - (11) 学生の健康管理に関する事項
 - (12) 入学検定料、入学金、授業料、実習費、その他費用徴収に関する事項
- 3 学則に記載した事項の細部については、必要に応じ細則を定めること。

第四 学生に関する事項

- 1 学則に定められた学生の定員が守られていること。

- 2 入学資格の審査及び入学の選考が適正に行われていること。
- 3 入学は学年の初めに、転学は学年又は学期の初めに行うこととし、その手続は、学則の定めるところにより厳正に行うこと。
- 4 学生の出席状況が確実に把握されており、特に出席状況の不良な者については、進級又は卒業を認めないものとする。
- 5 入学、進級、卒業、成績及び出席状況等に関する諸記録が、確実に保存されていること。
- 6 入学時の健康状態の把握、入学後の健康診断の実施及び疾病の予防措置等学生の保健衛生に必要な措置を講ぜられていること。

第五 教員及び事務職員に関する事項

- 1 専任教員は各学級ごとに配置し、学生の指導に支障をきたさないようにすること。
- 2 専任教員である教育に関する主任者（教務主任）を1名置くこと。
- 3 教育上必要な教員数を確保すること。実習には、必要に応じ、教員に加えて適当な数の実習指導員又は実習助手を配置すること。
- 4 臨床実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨床実習の進捗管理等を行う者（実習調整者）が定められていること。
- 5 1教員の担当授業時間数は、過重にならないよう1人1週間あたり15時間を標準とすること。
- 6 教員は、その担当科目に応じ、それぞれ相当の学識経験を有する歯科医師、歯科衛生士又はこれと同等以上の学識を有する者であること。
- 7 専任教員は、その担当分野に応じ、必要な研修（歯科予防処置・歯科診療補助・歯科保健指導の実施に必要な能力の向上のための研修や教授方法の研修等）を受けるなどにより、自己研鑽に努めること。
- 8 原則として、専任の事務職員を置くこと。

第六 授業に関する事項

- 1 指定規則別表に定める各教育分野は、別添1に掲げる事項を修得させることを目的とした教育内容とすること。
- 2 指定規則別表に定める選択必修分野の教育内容については基礎分野、専門基礎分野又は専門分野を中心に教授するものとし、その選択にあたってはそれぞれの養成所の特色が明らかになるよう特に配慮すること。
- 3 単位制について
歯科衛生士養成所に係る単位の計算方法等については、次のとおりであること。

(1) 単位の計算方法

ア 基本的計算方法

1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実習、実技及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。

イ 臨地実習（臨床実習を含む。）

臨地実習については、1単位を45時間の実習をもって構成することとし、実習時間の3分の2以上は病院、歯科診療所において行うこと。

ウ 時間数

時間数は、実際に講義、実習等が行われる時間をもって計算すること。

(2) 単位の認定

ア 単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間数以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認する必要があること。

イ 指定規則別表の備考に定める大学、高等専門学校、養成施設に在学していた者の係る単位の認定については、本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に該当すると認められる場合には、総取得単位数の2分の1を超

えない範囲で当該養成所における履修に替えることができること。

4 教育実施上の留意事項

- (1) 臨地実習は、実践活動の場において行う実習のみを指すものであること。
- (2) 臨地実習は、原則として昼間に行うこと。
- (3) 講義は、施設整備等教育上の諸条件を考慮し、対面による授業を基本としつつも、多様なメディアを利用した遠隔授業を組み合わせで行っても差し支えないこと。ただし、遠隔授業の実施にあたっては同時双方向性を有するなど、専任教員との対面による授業に相当する教育効果が十分に得られるものであることを前提とすること。

第七 施設設備に関する事項

1 土地及び建物の所有等

- (1) 土地及び建物は、設置者の所有であることを原則とすること。ただし、賃借契約が長期にわたるものであり、恒久的に養成所運営ができる場合は、この限りではないこと。
- (2) 校舎は独立した建物であることが望ましい。ただし、やむを得ず、他施設と併設する場合は、養成所の運営上の制約を受けることがないよう配慮すること。

2 教室等

- (1) 普通教室、基礎実習室及び実験室は専用とし、普通教室は、学級数に見合う数を有すること。
- (2) 普通教室の面積は、学生1人につき、 1.65 m^2 以上であり、かつ、1教室の総面積は、 24.75 m^2 以上であること。
- (3) 基礎実習室及び実験室の面積は、学生1人につき、 2.31 m^2 以上であり、かつ、1室の総面積は 34.65 m^2 以上であって、電気、水道（給湯設備を含む。）及び換気等の設備が設けられていること。
- (4) 教室、基礎実習室及び実験室の広さは、内法で測定されたものであること。
- (5) 図書室を有すること。図書室の面積は、学生の図書閲覧に必要な閲覧機の配置及び図書の格納のために十分な広さを有すること。図書室の効果を確保するためには、他施設と兼用することは望ましくないこと。
- (6) 教員室、保健室、専用の更衣室（ロッカー室）、標本・機械・器具・材料等を保管する室を有することが望ましいこと。
- (7) エックス線を扱う実習（実験）室には、関係法令に定める障害防止の措置を講ずるとともに、所定の手続きを行うこと。
- (8) 2以上の養成所若しくは課程を併設する場合において、教育を異なった時間帯において行う場合にあっては、学生の自己学習のための教室が他に設けられているときは、同一の教室を共用とすることができること。
- (9) 2以上の養成所若しくは課程を併設する場合において、教育上支障がない場合は実習室を共用とすることは差し支えないこと、この場合、「教育上支障がない」とは、設備、面積、使用に当たっての時間的制約等からみて教育効果に支障がない場合をいうものであること。また実習室を併用する場合にあっては、学生の自己学習のための場の確保について、運用上、十分に配慮すること。
- (10) 図書室については、2以上の養成所を併設するものにあっては、いずれかの養成所のものは他の養成所のものと共用することができること。
- (11) 2以上の養成所又は課程を併設する場合においては、共用とする施設整備は機能的に配置し、かつ、養成所又は課程ごとにまとまりを持たせること。また、総定員を考慮し教育環境を整備すること。

3 機械器具等

- (1) 教育上必要な機械器具、標本及び模型等は、別添2に掲げるものを標準として有すること。また、その他の教育上必要な機械器具、標本及び模型等は、教育内容に応じ、適宜整備すること。
- (2) 教員は、その担当科目に応じ、教育上必要な標本及び模型等の教材を適宜整備するこ

と。

- (3) 図書は、1,000 冊以上備え、このうち半数以上は専門図書であること。ただし、雑誌は 1 巻を 1 冊として算定すること。
- (4) 機械器具、標本、模型及び図書は、学生定員数に応じ、適宜補充し更新すること。

第八 実習施設に関する事項

- 1 実習施設としては、病院、歯科診療所以外に、学校・幼稚園・保育所、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、保健所・市町村保健センター、その他の社会福祉施設等を適宜含めること。各実習施設については、医療法、介護保険法等で定められている基準を満たしており、実習を行うにふさわしい施設である必要があること。
- 2 歯科臨床の実習施設が備えるべき要件は以下の通りである。
 - (1) 歯科臨床における指導教員は、歯科衛生に関し相当の経験を有する歯科医師又は歯科衛生士とし、そのうち少なくとも 1 人は免許を受けた後 4 年以上業務に従事し、十分な指導能力を有する者であること。
 - (2) 歯科臨床における指導教員数は、少なくとも歯科医師及び歯科衛生士各 1 名以上であって、1 施設当たりの学生数は 2 名以上を標準とすること。
 - (3) 歯科臨床の実習施設には、診療室のほか、学生控室（更衣室、ロッカー等）を有し、別添 3 を標準として、必要な設備、機械器具を備えていること。ただし、学生控室は他の適当な室と共用してもよいこと。

第九 その他

養成所の新設の場合、地域歯科関係者との協力体制を勘案すること。

(別添1)

	教 育 内 容	単位数	教育の目標
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	10	「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的・論理的思考力を育て、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。 人間を幅広く理解できる内容とし、人間関係論、カウンセリング論と技法等を含む内容とする。 国際化及び情報化社会に対応しうる能力を育成する。 生命科学等の分野の理解を深める内容を含むことが望ましい。 職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解させ、人権意識の普及・高揚が図られるような内容を含むことが望ましい。
	小計	10	
専門基礎分野	人体（歯・口腔を除く。）の構造と機能	4	人体並びに歯・口腔の構造と機能及び心身の発達を系統だてて理解し、健康・疾病について、その予防と回復過程に関する知識を習得し、併せて観察力、判断力を培う内容とし、解剖学、生理学、病理学、微生物学、薬理学、生化学等を含むものとする。 人々の歯・口腔の健康に関するセルフケア能力を高めるために必要な教育的役割や、地域における関係諸機関等との調整能力を培う内容とし、口腔衛生学、公衆衛生学、衛生行政・社会福祉及び関係法規等を含むものとする。
	歯・口腔の構造と機能	5	
	疾病の成り立ち及び回復過程の促進	6	
	歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み	7	
	小計	22	
専門分野	歯科衛生士概論	2	歯科衛生士の意義、業務の枠組みと理論を理解し、職業倫理を高める態度を養う内容とする。 歯科医療の概要とその診療補助の基礎的理論や基礎的技術を学ぶ内容とする。 高齢者や要介護者、障害者等を対象とした歯科医療における診療補助の能力を養えるような内容とする。 生涯を通じた継続的な口腔保健管理について十分に理解させ、疾患やライフステージ別の予防法や予防システムの構築を学ぶとともに、業務記録の記載法や記録の必要性の理解を深める内容とする。 ライフステージ毎に多様な生活環境・健康状態にある個人および集団に対して、専門的な立場から歯科保健指導・教育の支援ができる能力を養えるような内容とする。 チーム医療の一員として歯科診療補助業務の基礎的理論や基礎的技術を習得する内容とする。 知識・技術を歯科臨床や地域保健等の実践の場面に適用し、理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う内容とする。
	臨床歯科医学	8	
	歯科予防処置論	8	
	歯科保健指導論	7	
	歯科診療補助論	9	
	臨地実習（臨床実習を含む。）	20	
	小計	54	
選択必修分野		7	各養成所において独自に編成し、職務の特性に鑑みた内容とする。
	合計	93	

別添
2

品名	数量
(1) 機械器具等)	
高圧蒸気滅菌器	一以上
超音波洗浄器またはそれに準ずる物	一以上
冷凍冷蔵庫	一以上
歯科ユニット(エアービン、マイクロモーター、吸引器を含む。)	学生三人に二
口腔外バキューム	適当数
マイクロモーターハンドピース(ユニットとは別途)	学生三人に二
歯科用タービンヘッド	一以上
歯科用エックス線撮影装置一式	一以上
フアントーム	学生数
保存治療時の器具・器材一式	適当数
直接修復の器具・器材一式	適当数
間接修復の器具・器材一式	適当数
歯内療法法の器具・器材一式	適当数
根管処置の器具・器材一式	適当数
歯周病治療時の器具・器材一式	適当数
歯周外科治療の器具・器材一式	適当数
補綴治療時の器具・器材一式	適当数
義歯作製の器具・器材一式	適当数
クラウン・ブリッジ治療の器具・器材一式	適当数
口腔外科治療時の器具・器材一式	適当数
抜歯術の器具・器材一式	適当数
消炎手術の器具・器材一式	適当数
小児歯科治療時の器具・器材一式	適当数
乳歯冠による歯冠修復の器具・器材一式	適当数
乳歯の生活歯髄切断法の器具・器材一式	適当数
矯正歯科治療時の器具・器材一式	適当数
訪問診療用器具・器材一式	適当数
口腔機能評価用器具・器材一式	適当数
歯科予防処置器具・器材一式	適当数
エアスケーラー	一以上
超音波スケーラー	学生三人に二
歯面清掃器具・器材一式	学生六人に二
フッ化物歯面塗布器具・器材一式	適当数
小窩裂溝充填塞法器具・器材一式	学生三人に二
歯科保健指導器具・器材一式(う蝕活動性試験等)	適当数
救命救急処置器具・器材一式(EDトレーナー、酸素吸入器等を含む)	一以上
生体情報モニター	一以上
聴診器、血圧計、体温計、パルスオキシメーター、車椅子	適当数

別添
2

品名	(2) 標本及び模型) 人体骨格模型 人体解剖模型 頭蓋骨模型 齒列發育顎模型(乳齒列模型、永久齒列模型等) 齒科保健指導器具・器材 口腔周辺器官シミュレーター (3その他) プロジェクター ミ装置一式 パーソナルコンピュータ プリンター 口腔内撮影用カメラ(付属品も含む。) 鍵付き薬品保管庫
数量	一以上 一以上 一以上 一以上 適當數 適當數 適當數 適當數 一以上 (注)学生数とは、同時に実習を行う学生の数をいう。

別添 3

品名	数量
歯科ユニット（エアタービン、マイクロモーター、吸引器を含む）	三台以上であつて 学生二人に一以上
歯科用エックス線撮影装置一式	一以上
パノラマエックス線撮影装置	一以上
超音波スケーラーまたは、エラスケーラー	一以上
超音波洗浄器またはそれに準ずる物	一以上
高圧蒸気滅菌器	一以上
歯科予防処置器具・器材一式	一以上
歯科保健指導器具・器材一式	一以上